議案第51号

朝来市立中学校生徒に対する通学費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

朝来市立中学校生徒に対する通学費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和５年11月30日提出

朝来市長　藤　岡　　勇

提案理由要旨

令和６年３月末日をもって、生野地域内で完結する路線バスが廃止されること及び通学方法の別による支援の在り方を整理等するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第　号

朝来市立中学校生徒に対する通学費助成に関する条例の一部を改正する条例

朝来市立中学校生徒に対する通学費助成に関する条例（平成17年朝来市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第１条中「中学校生徒の通学」を「朝来市立中学校生徒の通学費の一部を助成することにより、その通学」に改める。

第２条中「通学助成」を「通学費の助成」に改め、「となるもの」を削る。

第３条中「助成」を「助成金の額」に、「２万円とし、入学時に全額交付する」を「２万円とする」に改める。

第４条中「助成」を「助成金の額」に「額を毎学年４月及び10月に交付する」を「額とする」に改める。

第５条から第７条までを次のように改める。

（交付の申請）

第５条　助成金の交付を受けようとする生徒の保護者（以下「申請者」という。）は、学校長を経て市長に申請しなければならない。

（交付の決定等）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、交付を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

２　助成金の交付の時期及び方法は、規則で定める。

（通学方法の変更等）

第７条　助成金の交付を受けた者は、その対象となった生徒に、在学中において通学方法の変更又は転校、死亡その他の異動があるときは、速やかに市長に届け出なければならない。

２　前項の場合において、助成金の交付額に異動を生じたときは、市長はこれを月割で精算し、返還又は追加交付の措置を講じなければならない。

第８条を削り、第９条を第８条とする。

別表第３を削る。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

議案第51号資料

朝来市立中学校生徒に対する通学費助成に関する条例新旧対照表

現　　行	改　正　案
（目的） 第１条　この条例は、遠隔地から通学する中学校生徒の通学を容易にし、併せて保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。	（目的） 第１条　この条例は、遠隔地から通学する朝来市立中学校生徒の通学費の一部を助成することにより、その通学を容易にし、併せて保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。
（助成の対象） 第２条　通学助成は、指定通学路による通学距離が２キロメートル以上となるもので、朝来市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の指定した通学方法により通学することを常態としている生徒を対象とする。	（助成の対象） 第２条　通学費の助成は、指定通学路による通学距離が２キロメートル以上で、朝来市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の指定した通学方法により通学することを常態としている生徒を対象とする。
（自転車通学による生徒に対する助成） 第３条　自転車により通学できることとなる生徒の属する区は、別表第１に定めるとおりとし、当該生徒に対する助成は、２万円とし、入学時に全額交付する。	（自転車通学による生徒に対する助成） 第３条　自転車により通学できることとなる生徒の属する区は、別表第１に定めるとおりとし、当該生徒に対する助成金の額は、２万円とする。
（列車通学による生徒に対する助成） 第４条　列車により通学できることとなる生徒の属する区は、別表第２に定めるとおりとし、当該生徒に対する助成は、ＪＲ学生割引料金の算定基準により算出された額を毎学年４月及び10月に交付する。	（列車通学による生徒に対する助成） 第４条　列車により通学できることとなる生徒の属する区は、別表第２に定めるとおりとし、当該生徒に対する助成金の額は、ＪＲ学生割引料金の算定基準により算出された額とする。
（定期バス通学等による生徒に対する助成） 第５条　定期バスにより通学できることとなる生徒の属する区は別表第３に定めるとおりとし、当	（交付の申請） 第５条　助成金の交付を受けようとする生徒の保護者（以下「申請者」という。）は、学校長を経て

該生徒に対する助成は、定期バス学生割引料金の額とする。	市長に申請しなければならない。
（身体不自由な生徒に対する助成）	（交付の決定等）
第６条　身体の不自由な理由により通学困難な生徒で、通学距離が１キロメートル以上となるもので、継続して６箇月以上通学する生徒に対しては、定期バス学生割引料金相当額又は教育委員会が認めた額を助成する。	第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、交付を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。 ２　助成金の交付の時期及び方法は、規則で定める。
（通学方法の変更等） 第７条　教育委員会は、在学中通学方法の変更又は転校等により通学助成の変更、中止又は開始等の必要が生じた生徒に対しては、通学助成金を月割で精算し返還又は追加交付の措置を採らなければならない。	（通学方法の変更等） 第７条　助成金の交付を受けた者は、その対象となった生徒に、在学中において通学方法の変更又は転校、死亡その他の異動があるときは、速やかに市長に届け出なければならない。 ２　前項の場合において、助成金の交付額に異動を生じたときは、市長にこれを月割で精算し、返還又は追加交付の措置を講じなければならない。
（助成の方法） 第８条　通学費助成を受けようとする者は、通学費助成金交付申請書を教育委員会に提出しなければならない。	（削る）
（委任） 第９条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。	（委任） 第８条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。
別表第３（第５条関係） 定期バス通学対象区 <table><tr><td>中学校名</td><td>地区名</td></tr><tr><td>朝来市立生野中学校</td><td>黒川、栃原</td></tr><tr><td>朝来市立朝来中学校</td><td>神子畑</td></tr></table>	（削る）